

令和 8 年度

横川発電所維持管理業務委託

仕 様 書

置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

- 1 仕様書の適用
この仕様書は、令和8年度 横川発電所維持管理業務委託に適用する。
- 2 委託業務場所
西置賜郡小国町大字綱木箱口 地内
- 3 委託業務概要
横川発電所構内において、次の作業を行う。
 - (1) 構内整備（建物周辺清掃）
 - (2) 建物清掃（所内清掃）
 - (3) 緊急点検（建物及び周辺点検）
 - (4) 除雪（管理道路及び出入口周辺）
- 4 委託業務範囲
本仕様書は委託業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。
- 5 法令等の遵守
業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- 6 疑義の解釈
 - (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
 - (2) 仕様書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 現場管理

- 1 共通事項
 - (1) 受注者は、機械設備や構築物を破損させた場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。
 - (2) 受注者は、事故等が起きた場合には、発注者に速やかに報告するとともに、必要な処置をとらなければならない。
- 2 事故防止
 - (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
 - (2) 受注者は、作業員に対して具体的な電気事件事例を示しながら安全教育を行い、教育内容及び受講者の記録を発注者に提出すること。
 - (3) 第一回目の清掃作業時に発注者側職員による安全教育を実施する。受注者は、作業責任者を含む全作業員を必ず安全教育を受講させて危険箇所や電気事故の危険性を理解させること。
 - (4) 受注者は、作業を計画する段階であらかじめ作業内容を把握し、危険な作業、危険な箇所に対して安全に作業を実施しなければならない。また除雪作業の入退場時には発電所構内の雪崩及び発電所屋根からの落雪の危険性について十分留意しなければならない。
 - (5) 発変電施設等の充電箇所及び水車や発電機等の回転部、並びにその付近で作業を行ってはならない。また、初めて作業に従事する者については安全教育を事前に実施しなければならない。

- (6) 作業中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置を講じなければならない。
- (7) 作業場所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、作業に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議の上、必要な処置を行わなければならない。
- (8) 以上の項目において、作業員及び施設の十分な安全が確保できない場合は作業を中止しなければならない。

3 安全管理

- (1) 受注者は、作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に実施すること。
- (2) 作業責任者は「高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育」または「職長・安全衛生責任者教育」を受講すること。または、受講済みの者を作業責任者とする。
- (3) 受注者は、作業を始める前にKYK（危険予知活動）を実施し、作業内容や手順、危険箇所を作業員全員で把握すること。
また、作業日報にKYKの実施状況を記載すること。
- (4) 受注者は、作業者に作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (5) 受注者は、各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きに注意を払うこと。
- (6) 受注者は、作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに発注者に連絡を入れること。また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

4 緊急時の連絡網の確保

- (1) 作業の開始前や終了後の連絡、緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。
- (2) 発電所内への入退所時は、施設内の保安電話を使用して村山電気水道事務所（西川制御所）に連絡しなければならない。

5 整理・整頓

作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかななければならない。

第3節 提出書類

受注者は、次項の書類等を提出すること。

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	任意	契約後速やかに	2
2	作業計画書	任意	契約後速やかに	1
3	作業日報	任意	作業月の月末	1
4	施設清掃作業日報	様式1	施設清掃作業後 作業月の月末	1
5	緊急点検項目表	様式2	緊急点検実施後 直ちに	1
6	作業状況写真	任意	作業月の月末	1
7	その他必要な書類	任意	必要時	2

第2章 業務内容等

第1節 構内整備

1 業務内容

- ・発電所構内に堆積している土砂及び落ち葉等を除去し運搬集積する。また、管理道路の清掃整備等を行う。
- ・実施時期は、5月、8月、11月の3回を予定している。実施日は監督職員と打合せのうえ決定すること。

第2節 建物清掃

1 業務内容

- (1) 横川発電所内の清掃・整理を実施する。
- (2) 本節の作業は各月1回の実施を予定している。

2 作業方法

(1) 発電所内の清掃・整理

発電所内を集塵機及び掃除機で清掃する。床面に油がこぼれている場合はウエスや油吸着マット等で油を除去し、その後水拭きを行う。

地下5階（主弁室）は散水のうえ、スクレーパーまたはデッキブラシによる床面洗浄を行う。

(2) 便所、手洗器、流し台の清掃

扉・便所面台の隔て部を拭き掃除、手洗器・流し台を水洗拭き、衛生陶器を洗浄する。

(3) その他軽微な作業

各作業内容に付随する軽微な作業についても含むものとする。

(4) 作業用消耗品

清掃に必要な消耗品は発注者が支給する。受注者は、作業に不足する物が有るときは事前に発注者に報告すること。

(5) 作業報告

受注者は、本節の作業を実施した時は、横川発電所 施設清掃作業日報（様式1）を作成し、発注者あて報告すること。

3 注意事項

- (1) 発電所を運転しながらの清掃作業であることから、機器類や操作レバー・スイッチ類には絶対触れず、機器類に水をかけないように水拭きを行うこと。
- (2) 機器類や操作レバー・スイッチに触れて機器を誤動作した場合や、機器類に水を飛散させた場合には、速やかに発注者に連絡し、必要な処置を行わなければならない。
- (3) 配電盤やキュービクルの扉は開けてはならない。
- (4) モーターなどの稼働部がある場合は、概ね30cm以上離れた部分までの清掃とする。
- (5) 他の工事や委託業務等で使用している箇所は清掃範囲の対象外とする。

4 作業予定及び作業開始方法

- (1) 作業日については、発注者と打合せのうえ、実施日を決定すること。
- (2) 作業当日、積雪及び天候状況等により作業実施に問題がある場合は、当該作業実施の可否を発注者と協議することとし、勝手に無理な作業を行わないこと。

第3節 緊急点検

1 業務内容・予定回数

- (1) 地震や風水害等の自然災害が発生した場合は、発注者の指示により横川発電所建物等の点検を行う。
- (2) 小国町で震度4以上の地震が観測された場合は、発注者から指示が無くとも出動し点検を行う。
- (3) 冬期間や不測の事態により施設に近付けない場合は、発注者に報告し指示を仰ぐこと。
- (4) 回数を1回(訓練時)計上している
- (5) 実績に応じ契約額を変更するものとする。

2 報告及び記録

受注者は、本節の点検を行った場合は、点検開始時及び点検完了後直ちに発注者に電話で状況を報告するとともに、横川発電所緊急点検項目表(様式2)により速やかに結果を報告しなければならない。

第4節 除雪

1 業務内容

- (1) 除雪の実施は、事前に監督職員が指示するものとする。
- (2) 発電所までの通路を確保し、発電所出入口周辺の除雪を行う。
- (3) 除雪作業は、車両の通行・駐車に支障が無いよう構内舗装面の整正を行う。
- (4) 委託期間の除雪作業は12月から翌年3月まで各月1回ずつの計4回を予定している。
通路除雪時間は1回当たり2時間30分の合計10時間を計上している。積雪状況を考慮し監督職員と打合せのうえ実施すること。なお、実績に応じ契約額を変更するものとする。
- (5) 除雪箇所は、別紙図面に示す箇所を行う。
- (6) 除雪に使用する車両等を運転する者は、所定の資格(車両系建設機械運転技能講習修了証等)を有するものでなければならない。
※資格証の写し及び車両の車検証の写しを提出すること。
- (7) 除雪作業により構築物等を損傷するのを防止するため、降雪前に除雪委託箇所の状況を調査確認しておくこと。
- (8) 第三者とのトラブルが生じないように除雪作業を行うこと。トラブルが発生した場合には、直ちに監督職員に報告すること。

横川発電所 施設清掃作業日報

作業日時	令和 年 月 日 () : ~ :		
危険予知活動(KYK)	有 ・ 無 内容 : ()		
作業場所及び作業内容			
作業場所	作業内容	その他 (作業)	
1 F (風除室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンク清掃 ・ トイレ清掃 ・ 床清掃 		
1 F (搬入盤室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機吸除 		
地下 1 階 (予備品室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用掃除機による吸除 		
地下 1 階 (予備品室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機による吸除 		
地下 2 階 (配電盤室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機による吸除 		
地下 3 階 (発電機室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機による吸除 		
地下 4 階 (水車室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機による吸除 		
地下 5 階 (主弁室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機による吸除 ・ 散水及びスクレーパーまたは デッキブラシによる床面洗浄 		
作業責任者及び作業従事者		作業中における異常の有無	
作業責任者			
作業従事者			
提出日	令和 年 月 日	確認日	令和 年 月 日
作成者	印	監督職員	印

横川発電所 緊急点検項目表

項目(箇所)	構造物の状態	漏水・漏油の有無	機器異常の有無	その他異常の有無	その他
発電所建物 外側					
発電所建物 内側					
変電室					
発電機室					
配電盤室					
水車室					
主弁室					
水圧管路					
放水路					

※建物については、法面の状況、立入防止柵等建屋周りも含む

点検日時 令和 年 月 日
 時 分～ 時 分

受注者 _____

点検者 氏名 _____

氏名 _____